

議員定数削減

不採採

**定数4減－賛成9 反対17
定数2減－賛成10 反対16**
－日本共産党は両案とも反対

議員定数4減案に対する反対討論

理由の第1に、日本国憲法の国民主権の原則さらには地方政治のあり方を定めた憲法92条「地方自治の本旨」に照らせば、二元代表制をになう議会は、「民意を正確・公平に反映する」ことが最も求められるということです。

議会主義から議会制民主主義に代わりました。議会制民主主義とは普通選挙が行われているだけでは不十分です。政治や選挙が力で買われないなどの他に、主権者住民の意思が正確かつ公平に反映するなどが必要です。民主主義とは議論の末に多数派が入れ替わる可能性があり、少数意見を排除しないことが議論の出発点です。憲法・地方自治の専門家からは、議員定数の削減が「住民の地方政治への参加を縮小することになる。住民の代表制が薄れる住民からすれば、議員は身近な存在から遠くなる」「住民自治の実現という憲法的価値を軽視した議員定数削減論は、議会制民主主義を形骸化せしめるおそれがある」などと指摘されています。

質疑で定数削減い。る議員の質問一も競争が高まるかどうかも、投票率が上がるかどうかも、30・40代が市議選挙にトライするかどうかも全部期待でしかないことが明確になつたのではないでしょうか。

第2に、行財政改革の観点から議員定数を削減すべきという意見がありますが、単純に直結させて考えるべきではないと考えるからです。

議員は行政を監視するという重要な役割を担つています。議員数の削減は経費節減にはなりますが、議会費は一般会計予算の0・9%に過ぎません。行政改革の視点だけでは、市政への住民意思の反映や行政への批判・監視機能を強めるという議会制民主主義にとつて肝心な点が抜け落ちてしまいます。専門家も、「経済『効果』」を過度に重視し、いたずらに議員定数の削減を行えば、地方議会に対する民意の反映度が低下するばかりか、議会の主要な機能である行政に対する監視機能を低下させる恐れがある」と指摘しています。

質疑では、定数削減の提案者が、削減理由として税収増の危機意識をあげながら、議決全てに賛成しています。この経緯から定数削減を理由とし、市財政に厳しく切り込むという削減の正当性を保証する根拠は何らないことが明確になつたのではないでしょうか。

第3に、流山市議会の現状は、議員数を減らさなければならぬ状況ではないと考えるからです。

日本共産党市議団 ユース

2014年
3月25日

発行 日本共産党流山市議団

電話・ファックス
7157-16140

議員定数削減が争点の一つとなり、24日午後1時半に開会した3月市議会最終日。口をまたぎ25日前8時20分に閉会するという異例事態の中で、思想信条を超えた議会の良識が議会制民主主義を守る大きな力を發揮しました。いぬい紳一郎団長の討論を紹介します。

流山市は、H19年の選挙から定数28名ですが、その後の6年間で人口が1万3千人増加しています。人口が増えれば、住民の意見の種類も多くなると考えられますから、住民の声を市政や議会に反映させる任務をになう議員数を増やすことも検討しなければならない状況です。

第4に、議会として初めて実施した無作為抽出市民アンケートでは、『削減すべき』42.5%、『現状維持』33.8%、『増員すべき』2.7%です。つまり、削減派は42.5%に対し、削減反対派は36.5%と拮抗しているのです。

市民アンケートなど市民の意見を聞く取り組みを実施しました。一般的には議会バッシングが強まる中で、市民の意見は削減一辺倒ではなく、現定数で議会の役割をきっちりとはたしてほしいとの声が多くあることが明らかになりました。また、議員間の自由討議では、議会の役割、議員の役割について、議会制民主主義の視点からの議論がおこなわれるいっぽう、少数精銳論や常任委員会数を削減などについて、納得できる合理的根拠は示されませんでした。

ましてや議会の議決それに付随する一般質問や委員会審査を、他の市民参加の仕組みですり替え論理は、議会不要論にも通じるもので。特別委員会の議論の到達点からも、議員定数を削減するということにならないと

最後に、いま流山市議会に求められていることは、議員定数の削減ではなく、政策立案面や行政機関への監視機能を強化すること、また、議会として市民への情報提供や市民と意見交換する場を拡大するなど、議会の機能を抜本的に高めることであると述べて、討論とします。

※討論概要は、原稿段階のもので、実際の討論内容とは若干異なります。